- 1. 件名:三菱電機(株)の不適切行為に係る九州電力(株)の工場立入結果
- 2. 日時: 令和4年7月12日 10時00分~10時10分
- 3. 場所:原子力規制庁2階会議室(テレビ会議システムを利用)
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門 菊川管理官補佐、小林主任監視指導官、林原子力規制専門員 九州電力株式会社(以下「九州電力」という。) 原子力発電本部 原子力設備グループ長他9名

## 5. 要旨

- (1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社(以下「三菱電機」という。)が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、九州電力から6月6日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。
  - ▶ 不適切行為のあった変圧器のうち、現在使用している川内1号機主変圧器及び 川内2号機主変圧器の不適切行為について、その内容を確認するため、6月23 日に三菱電機赤穂工場へ立入を行った結果、三菱電機から受けた報告内容と相 違なかった。
  - ▶ 川内1号機主変圧器の不適切行為は、温度上昇試験において、実測値と異なる値 を試験成績書に記載したものであるが、実測値は電気学会電気規格調査会標準 規格(以下「JEC規格」という。)及び電気設備技術基準の要求を満足している。
  - ▶ 川内2号機主変圧器の不適切行為は、交流耐電圧試験において、JEC 規格で規定された試験時間よりも短い時間又は規定された試験電圧よりも低い電圧で試験を実施していたものであるが、電気設備技術基準で要求されている試験方法により要求されている試験時間及び試験電圧以上で試験が実施されており、絶縁性能は電気設備技術基準の要求を満足している。
  - ▶ 上記変圧器2台について、電気設備技術基準の要求を満足していること、納入時に現地検査を行っていること、定期点検で機能に問題ないことを確認していること及び至近で実施した変圧器内部の油分析において、異常がないことを確認していることから、安全性に影響はないと考えている。
- (2) 原子力規制庁から、新たな事実が判明した場合には報告することを要請した。

## 6. 提出資料

資料1:三菱電機製変圧器等の不適切行為について